

東証指数算出要領
(JPX プライム 150 指数編)

2024 年 1 月 31 日版

株式会社 J P X 総研

2024 年 1 月 31 日発行

目次

変更履歴	3
はじめに	4
I. 株価指数概要	4
II. 指数の算出	4
1. 算出式	4
2. 指数種別	4
3. 算出対象の追加・除外	4
III. その他	9
1. 公表、基礎情報の提供	9
2. 利用許諾	9
3. 問い合わせ先	10

変更履歴

公表日	変更内容
2023/5/26	・新設
2024/1/31	・「特設注意市場銘柄」の「特別注意銘柄」への呼称変更

はじめに

- ・ 本資料では、株式会社 J P X 総研（以下「J P X 総研」という。）が算出・配信を行う JPX プライム 150 指数に関する算出方法等を示す。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と J P X 総研が判断した場合は、J P X 総研が適当とみなした処理方法により算出することがある。
- ・ 本資料は J P X 総研の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても、J P X 総研に無断で複写、複製又は転載することはできない。本資料は、指数への理解を高めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘等を行うためのものではない。また、J P X 総研は、JPX プライム 150 指数の算出若しくは公表に係る誤謬、遅延若しくは中断、その算出若しくは公表の方法の変更、JPX プライム 150 指数若しくは本資料に記載された情報の利用又はこれらに類する事由により発生するいかなる費用又は損害等について、その責めを負わない。

I. 株価指数概要

- ・ JPX プライム 150 指数は東証プライム市場に上場する銘柄のうち、ROE と株主資本コストの差である「エクイティ・スプレッド」及び「株価純資産倍率」（以下「PBR」という。）を活用して、価値創造が推定される時価総額上位企業を選定する時価総額加重型の指数である。
- ・ 基準日は 2023 年 5 月 26 日・基準値は 1,000 ポイントである。

II. 指数の算出

1. 算出式

- ・ JPX プライム 150 指数は時価総額加重方式により算出される株価指数である。
- ・ 指数の算出式や基準時価総額の修正等については、「指数計算に係る算出要領」に従う。
- ・ キャップ調整係数は、東証プライム市場指数で適用する値と同値を適用する。

2. 指数種別

- ・ JPX プライム 150 指数について、配当なし株価指数と配当込み株価指数を算出する。
- ・ 配当の指数値への反映方法については、「指数計算に係る算出要領」に従う。

3. 算出対象の追加・除外

(1) 初期選定

a. 銘柄選定

- ・ 初期選定に係る基準日（以下「初期選定基準日」という。）は、2023 年 5 月 16 日とす

る。

- ・ 以下の手順により構成銘柄を決定する。

【母集団の選定】

- 初期選定基準日時点における東証プライム市場指数の構成銘柄を母集団とする。
ただし、以下のいずれかに該当する銘柄は母集団から除外する。
 - ◇ 初期選定基準日において、整理銘柄に指定されていること。
 - ◇ 初期選定基準日において、特別注意銘柄に指定されていること。
 - ◇ 初期選定基準日において、上場市場を変更することが公表されていること。
 - ◇ 初期選定基準日において、上場維持基準を満たしていないこと。
- 母集団からの除外の条件は、原則として、初期選定基準日から初期選定結果の発表までの間に該当することが判明した銘柄を含む。

【時価総額によるスクリーニング】

- 母集団のうち、初期選定基準日における上場時価総額上位 500 銘柄を「初期選定適格銘柄」とする。

【エクイティ・スプレッド基準による銘柄選定】

- 初期選定適格銘柄、かつ、当期（基準日の属する年の3月末までに末日を迎えた事業年度のうち、直近の事業年度をいう。以下同じ。）及び一期前の推定エクイティ・スプレッドが正の値の銘柄（ROEが8%を超える銘柄に限る。以下「初期選定エクイティ・スプレッド基準適格銘柄」という。）を抽出する。
- 初期選定エクイティ・スプレッド基準適格銘柄のうち、当期の推定エクイティ・スプレッドの上位 75 銘柄を構成銘柄として選定する。
- なお、当期の推定エクイティ・スプレッドが同値の場合、一期前の推定エクイティ・スプレッドが大きい銘柄を優先する。

【PBR 基準による銘柄選定】

- エクイティ・スプレッド基準により選定された銘柄を除き、初期選定適格銘柄、かつ、当期の PBR 及び二期（当期・一期前）の PBR の平均値がいずれも 1 倍を超える銘柄（以下「初期選定 PBR 基準適格銘柄」という。）を抽出する。
- 初期選定 PBR 基準適格銘柄のうち、上場時価総額上位 75 銘柄を構成銘柄として選定する。
- なお、上場時価総額が同値の場合、当期の PBR が高い銘柄を優先する。

- ・ 上記のプロセスにより選定された 150 銘柄の中に、株式移転等により上場廃止となる

ことが将来見込まれる銘柄が含まれている場合は、必要に応じて最終的な構成銘柄の調整を行うことがある。また、構成銘柄として採用することが著しく不適当と J P X 総研が認めた場合、当該銘柄を非採用とすることがある。

b. その他

- ・ 算出開始日の構成銘柄数は、初期選定結果公表日以降の構成銘柄の整理銘柄指定による非定期の除外等によって、150 銘柄を下回る可能性がある。

(2) 8月の定期入替 (2024年8月から適用)

a. 銘柄選定

- ・ 算出対象の定期入替は毎年1回(8月最終営業日)行う。
- ・ 定期入替に係る基準日(以下「定期入替基準日」という。)は、毎年6月最終営業日とし、追加・除外リストを8月最終営業日の5営業日前に公表する。
- ・ 以下の手順により構成銘柄を決定する。

【母集団の選定】

- 定期入替基準日時点における東証プライム市場指数の構成銘柄を母集団とする。ただし、以下のいずれかに該当する銘柄は母集団から除外する。
 - ◇ 定期入替基準日において、整理銘柄に指定されていること。
 - ◇ 定期入替基準日において、特別注意銘柄に指定されていること。
 - ◇ 定期入替基準日において、上場市場を変更することが公表されていること。
 - ◇ 定期入替基準日において、上場維持基準を満たしていないこと。
- 母集団からの除外の条件は、原則として、定期入替基準日から定期入替結果の発表までの間に該当することが判明した銘柄を含む。

【時価総額によるスクリーニング】

- 母集団のうち、定期入替基準日における上場時価総額上位500銘柄を「適格銘柄」とする。

【エクイティ・スプレッド基準による銘柄選定】

- 適格銘柄、かつ、当期及び一期前の推定エクイティ・スプレッドが正の値の銘柄(ROEが8%を超える銘柄に限る。以下「エクイティ・スプレッド基準適格銘柄」という。)を抽出する。
- エクイティ・スプレッド基準適格銘柄のうち、当期の推定エクイティ・スプレッド上位25銘柄を構成銘柄として採用する。
- エクイティ・スプレッド基準適格銘柄のうち、定期入替基準日の構成銘柄であって

当期の推定エクイティ・スプレッドが上位 26 位から 125 位以内の銘柄を当期の推定エクイティ・スプレッドが大きい順に 75 銘柄となるまで採用する。

- 上記の結果、75 銘柄に不足する場合、エクイティ・スプレッド基準適格銘柄のうち、当期の推定エクイティ・スプレッドが大きい順に 75 銘柄となるまで採用する。
- なお、当期の推定エクイティ・スプレッドが同値の場合、一期前の推定エクイティ・スプレッドが大きい銘柄を優先する。

【PBR 基準による銘柄選定】

- エクイティ・スプレッド基準により選定された銘柄を除き、適格銘柄、かつ、当期の PBR 及び二期（当期・一期前）の PBR の平均値がいずれも 1 倍を超える銘柄（以下「PBR 基準適格銘柄」という。）を抽出する。
 - PBR 基準適格銘柄のうち、上場時価総額上位 25 銘柄を構成銘柄として採用する。
 - PBR 基準適格銘柄のうち、定期入替基準日の構成銘柄であって上場時価総額上位 26 位から 125 位以内の銘柄を上場時価総額順に 75 銘柄となるまで採用する。
 - 上記の結果、75 銘柄に不足する場合、PBR 基準適格銘柄のうち、上場時価総額が大きい順に 75 銘柄となるまで採用する。
 - なお、上場時価総額が同値の場合、当期の PBR が高い銘柄を優先する。
- ・ 上記のプロセスにより選定された 150 銘柄の中に、株式移転等により上場廃止となること が将来見込まれる銘柄が含まれている場合は、必要に応じて最終的な構成銘柄の調整を行うことがある。また、構成銘柄として採用することが著しく不相当と J P X 総研が認めた場合、当該銘柄を非採用とすることがある。

b. その他

- ・ 定期入替日の構成銘柄数は、定期入替公表日以降の構成銘柄の整理銘柄指定による非定期の除外等によって、150 銘柄を下回ることがある。

（3）非定期の除外

- ・ 算出対象に上場廃止、整理銘柄への指定、特別注意銘柄への指定又は市場区分の変更があった場合、当該銘柄を除外する。
- ・ その他、構成銘柄として継続することが著しく不相当と J P X 総研が認めた場合、当該銘柄を除外することがある。

（4）非定期の追加

- ・ JPX プライム 150 指数の算出対象が株式移転、株式交換、新設合併又は会社分割のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社、存続会社又は承継会社が遅滞なく

プライム市場に上場する場合には、当該新設会社等を追加する。

(5) 選定用データに関する取扱い

- ・ 選定にあたって使用する上場時価総額は、定期入替基準日の東証プライム市場指数の終値算出に用いた各銘柄の指数用上場株式数に指数採用価格を乗じたものとする。
- ・ 選定にあたって使用する推定エクイティ・スプレッドは、以下のとおりとする。

項目	内容
推定エクイティ・スプレッド (%)	・ ROE (%) - 株主資本コスト (%) により算定する。
ROE (%)	・ 会社開示情報を使用する。
株主資本コスト (%)	・ 日本国債 10 年利回り (%) + 各銘柄のベータ × (市場リターン (%) - 日本国債 10 年利回り (%)) により算定する。
日本国債 10 年利回り (%)	・ 財務省が公表する国債金利情報を使用する。 ・ 定期入替基準日における日本国債 10 年利回りとする。
市場リターン (%)	・ 1968 年 1 月 4 日 (100 ポイント) から定期入替基準日までの TOPIX (※) の年率換算したリターンとする。 ※配当込み TOPIX の算出期間は、配当込み TOPIX の値を使用し、非算出期間は配当なし TOPIX の値を使用する。
各銘柄のベータ	・ 各銘柄の配当込みリターンと配当込み TOPIX のリターンの共分散 ÷ 配当込み TOPIX のリターンの分散により算定する。 ・ 算定には、定期入替基準日の属する月 (初期選定においては 2023 年 3 月) から起算して直近 60 か月の各銘柄の配当込み月次リターンと配当込み TOPIX の月次リターンを使用する。ただしライツ・オフアリングによるリターンの調整は行わない。 ・ 2.0 を超過する銘柄は、2.0 とする。 ・ 0.5 を下回る銘柄は、0.5 とする。 ・ 30 か月の月次リターンのない銘柄は、1.0 とする。

- ・ 選定にあたって使用する PBR は、以下のとおりとする。

項目	内容
PBR	・ 株価 ÷ 期末 BPS (1 株当たり純資産) により算定する。
株価	・ 定期入替基準日 (初期選定においては 2023 年 5 月 16 日) の日足終値を使用する。
期末 BPS (1 株当たり純資産)	・ 会社開示情報の値を使用する。

(6) 算出対象の追加及び除外日

	修正を要する事項	修正日
追加	JPX プライム 150 指数の算出対象が株式移転等(注 1)のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が JPX プライム 150 指数の算出対象に追加される場合	新規上場日(注 2)
	毎年 8 月の定期入替	8 月最終営業日
除外	上場廃止 JPX プライム 150 指数の算出対象が株式移転等(注 1)のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が JPX プライム 150 指数に追加される場合	当該新設会社等の新規上場日(通例、上場廃止日の 2 営業日後)
		上記以外(合併・株式交換などにより非存続会社となる場合等)
	市場区分の変更	変更日
	毎年 8 月の定期入替	8 月最終営業日
	整理銘柄、特別注意銘柄への指定	整理銘柄、特別注意銘柄への指定日(注 3)の 4 営業日後

注 1：株式移転、株式交換、新設合併又は会社分割

注 2：新規上場日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

注 3：整理銘柄、特別注意銘柄への指定日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

III. その他

1. 公表、基礎情報の提供

(1) 指数値

- JPX プライム 150 指数の指数値は、東証相場報道システムを通じてリアルタイムで全国の証券会社、報道機関等へ配信する。配当なし株価指数の配信間隔は 1 秒間隔で配信する。配当込み株価指数については終値のみを算出する。

(2) 指数基礎情報

- JPX プライム 150 指数に係る日々の指数基礎情報(基準時価総額など)は、「指数基礎情報」において有償による情報提供を行う。

2. 利用許諾

JPX プライム 150 指数の算出、数値の公表、利用など JPX プライム 150 指数に関する権利は J P X 総研又は J P X 総研の関連会社が有している。このため、JPX プライム 150 指数を使用して、ファンドやリンク債などの金融商品を組成・売り出す(相対契約によるオプション、スワップ、ワラントなどデリバティブ取引の対象にする場合

を含む。) 又はデータ提供する場合など JPX プライム 150 指数を商業的に利用する場合には、JPX 総研とのライセンス契約が必要となる。

3. 問い合わせ先

JPX 総研 インデックスビジネス部

E-mail : index@jpx.co.jp

以上